

# ふるさと納税指定基準の改定について

令和8年2月24日(火)

商工戦略課

# ふるさと納税返礼品について

## ● 地場産品基準

主にふるさと納税の返礼品として認められるための  
**総務省が定める基準**で、

「当該自治体の区域内で生産・製造されたもの」

「原材料の主要部分が区域内で生産されたもの」

「加工・付加価値の主要部分が区域内で生じているもの」等を  
満たす必要があります。

※別紙参照

# 登録までの流れ

## 新規事業者様

初回面談及び返礼品候補のピックアップ  
(グランフィットネス阿南)

ESPA登録のサポート  
(グランフィットネス阿南→観光交流課)

## 継続の事業者様

ポータルサイトへの掲載準備  
(事業者様)

ポータルサイトへの掲載サポート  
(さとふる)

総務省への照会※年3回  
(商工戦略課)

各種サイトへ掲載

# 改定について

- ① 「広報目的基準」の明確化
- ② 返礼品等の調達費用の妥当性確保
- ③ 「付加価値基準」における算出方法の明確化等

# ①「広報目的基準」の明確化

## 現状

○区域外で製造された製品等について、市町村名等が記載されているだけで、「広報目的基準」を満たす返礼品として認められ得る仕組み

本来、広報目的の返礼品として想定されるもの



ゆるキャラのぬいぐるみ等

広報目的といえるか疑義が生じているもの



阿南市

団体のロゴ

## 見直し案

〈令和8指定（R8.10月）から適用〉

- ① 直近1年間において、地方団体が広報目的で自ら調達・配布・販売を行った実績があり、かつ指定対象期間における返礼品提供数がその配布・販売の実績数量を超えないこと。
- ② 指定対象期間において、地方団体が、当該対象品目を広報の目的で自ら調達・配布。販売する計画を定めていること。

## ②返礼品等の調達費用の妥当性確保

### 現状

○返礼品等の確認事務において、地方団体による返礼品等の調達費用について、返礼品取扱事業者等が一般に販売する小売価格に比べ**相当程度高額なケースがある**ことが確認された。

〈例〉



〔区域内での過半の付加価値が発生していると説明できるように地方団体への納品価格を引上げているのではないかと疑われる事例あり。上記の例では、付加価値＝10万円－5万円＝5万円〕

## 見直し案

〈令和8指定（R8.10月）から適用〉

○「付加価値基準」に基づく返礼品については、当該返礼品の製造等を行う者による「価値の過半が区域内で生じた」ことの証明に加え、一般販売価格も併せて記載することとし、それらの内容を公表。

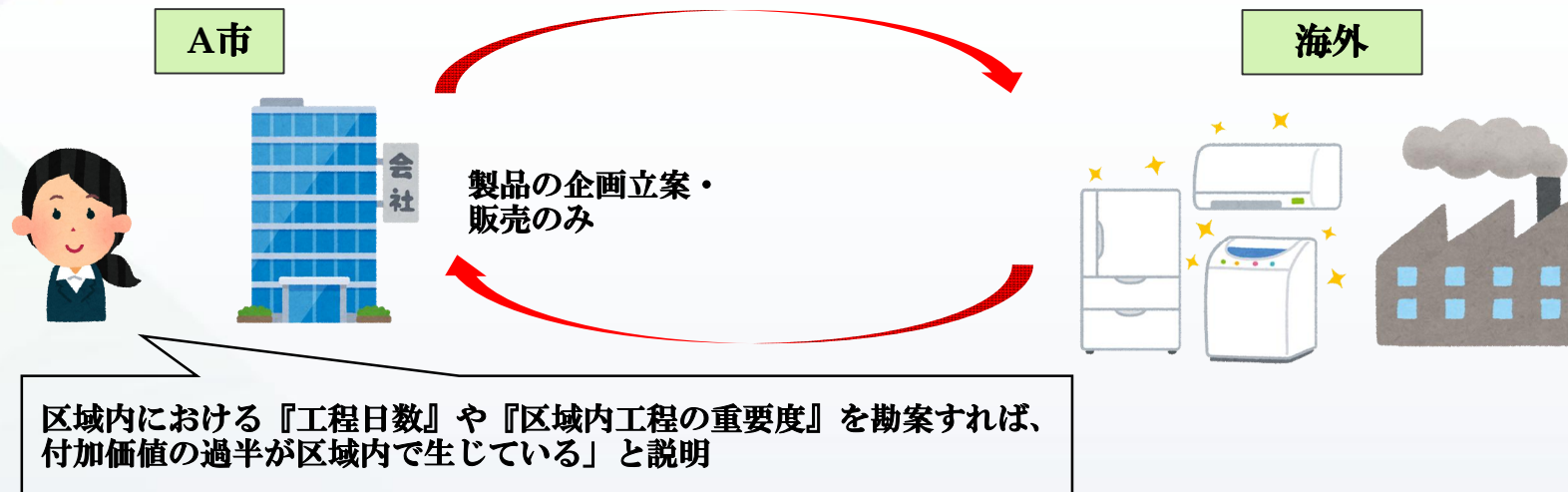
○併せて、返礼品等の調達費用について、「合理的な理由なく、一般販売価格より高額で調達することがないようにすること」を別途通知予定とのこと。

### ③ 「付加価値基準」における算出方法の明確化等

#### 現状

- 製品等の返礼品は、区域内で「相応（過半）の付加価値が生じている」ことを要件。
- 付加価値の算出方法は地方団体により様々になっているため以下のような課題あり。
  - ・同じ製品等について複数の団体が自らの地場産品として主張ができる
  - ・真に区域内で付加価値の過半が生じている地場産品か疑義のある事例あり

(疑義のある付加価値算出方法の例)



見直し案 〈令和8指定（R8.10月）から適用〉

○付加価値割合の算出方法について、価格に基づく算出を原則とする。

○製造・加工品等の返礼品について、当該返礼品の製造等を行う者が価値の過半が区域内で生じていることを証明するとともに、返礼品提供開始までに地方団体がその証明事項を一覧で公表。

# 証明書

別添 1

(地方団体の長) 殿

(返礼品等の製造等を行う者)

●● (返礼品等の名称) については、●● (地方団体名) の区域内における工程により、当該返礼品等の価値の●●%が生じていることを証明します。

上記については、以下の算出方法 (該当する算出方法に☑) により算出しています。

総務大臣が定める標準的な算出方法

※標準的な算出方法における算出基礎は以下のとおり。

A: 当該地方団体による返礼品等の調達費用

B: 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

その他の算出方法

※その他の算出方法とする理由及びその算出方法の詳細は以下のとおり。

また、当該返礼品等の製造・加工地<sup>※1</sup>は●● (地方団体名又は国名) であり、一般販売価格は●●円です<sup>※2</sup>。

なお、当該返礼品等を取り扱うに当たって、下記の事項に同意します。

- ・当該返礼品等については、地場産品基準 (平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条) 第 8 号イ～ハの返礼品等として提出先以外の都道府県又は市区町村が取り扱う場合を除き、本証明書の提出先以外の都道府県又は市区町村の第 3 号の返礼品等として取り扱わないこと。
- ・当該返礼品等の付加価値の算出方法等について、地方団体の求めに応じ、必要な説明や資料提供等を行うこと。

## 記載要領

※1 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名 (例: ○○県○○市)、国外の場合は国名を記載すること。

※2 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

事業者様に御協力いただく必要がある項目です

# 「付加価値基準」における算出方法の明確化等（公表イメージ・算出方法）

## 公表イメージ

返礼品等の名称	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※1				返礼品等の 製造・加工地 ※2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※3
	区域内において 生じた価値の割合 (%)	標準的な 算出方法	その他の 算出方法				
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由			
ドライヤー	●●%	○			▲▲市	●●円	●●円
自動車	●●%	○	○○○	○○○	中国	●●円	

50%超を満たしていること      価格ベース

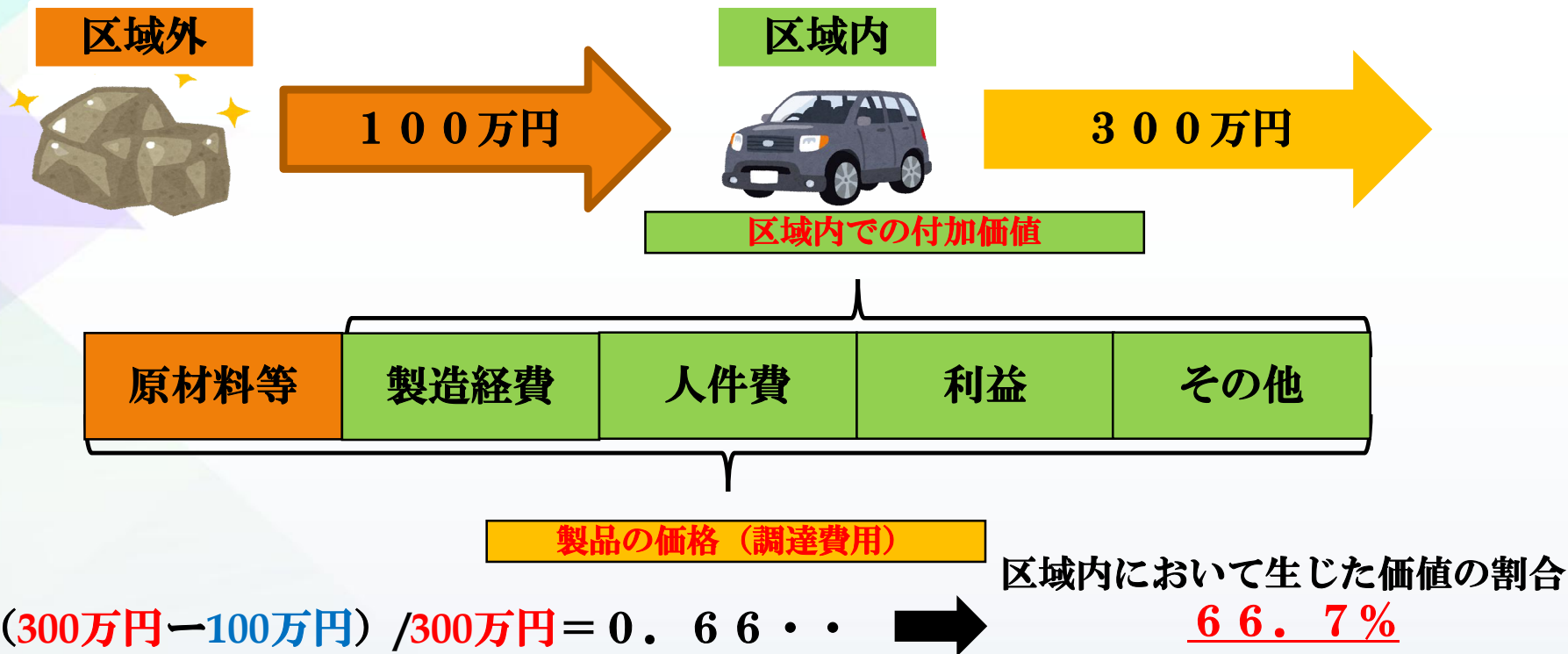
一般販売価格より高額で調達していないか

# 区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法

算式  $(A - B) / A$

算式の符号 **A** : 当該地方団体による返礼品等の調達費用

**B** : 当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用



# 事業者様へのお願い事項

① 既に登録済みの地場産品基準 3 号の返礼品等

→ 証明書の作成

国への報告が例年7月頃ではあるが、

内容を精査する必要があるため**5月末までに御提出**をしていただきたい。

② 新規かつ3号で申請予定の返礼品等

→ 商工戦略課へ証明書の提出（相談）

③ 提供価格の大幅な変更について

→ 商工戦略課へ相談

（区域内の価値が半数を満たなくなる場合は、返礼品として取り扱えなくなる可能性があります。）

# Q&A (県→総務省)

●原価が変更となった場合、改めて証明書の提出、総務省への確認、公表している一覧の修正がすべて随時必要となるのか。

→指定対象期間中に原価等が変更になったことにより、証明事項が変更となった場合、随時の提出は要しないが、原価等の変更により価値の過半が区域内で生じないこととなった場合は、地場産品基準への適合性に疑義が生じることとなるため、適切に管理されたい。

●証明書様式について独自に改変していいか。

→証明書の様式において、従前は任意様式であったものを今回、統一様式としており、複数品目を記載させるような大きな改変を行う事は認められないが、記載位置の若干の変更などは適宜行って頂いても差し支えない。

## Q&A 2 (県→総務省)

- 一般販売価格を非公開にすることは可能か。  
→算出方法の明確化を行うとともに、証明事項の公表によりその透明化を図るものであり、**証明事項について公表できない返礼品については、提供不可**となり、また、ご提案のような取扱いも告示上、認められない。
- 付加価値の証明書について、返礼品ごとに作成が必要であると認識しているが、個数が違う場合もそれぞれ必要となるのか？  
→**サイズや容量違いであっても全て事業者からの証明が必要**